平成２７年（フ）第６２９号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番２―713号
債務者　奥山のり子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２３４号
山梨県笛吹市春日居町小松1006番地１　三沢住宅Ｂ号
債務者　木下恵津子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６５号
長野市三輪２丁目４番32号　コーポさかえ201
債務者　島田　正好
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６６号
長野市三輪２丁目４番32号　コーポさかえ201
債務者　島田　久美
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７２号
長野市篠ノ井岡田178番地２
債務者　蒲田　忠吉
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
兵庫県宝塚市桜ガ丘８番20―201号
債務者　森　　敏行
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２００号
兵庫県宝塚市桜ガ丘８番20―201号
債務者　明石　晴子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第３５９号
兵庫県姫路市御立中２丁目８番５号　プランタニエール104号
債務者　大根田ルリ子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３８１号
兵庫県加古川市平岡町新在家１丁目258番地の１　５号
債務者　神戸　信二
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３８２号
兵庫県姫路市栗山町53番地ロイヤルコーポ栗山町704、従前の住所兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１－２公団住宅34―304
債務者　原田　浩樹
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第６０５号
広島県東広島市八本松町吉川1872番地
債務者　松本　貞子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６４２号
広島市安芸区瀬野南１丁目10番25―４号
債務者　池内　晃子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４９号
高知県宿毛市小筑紫町田ノ浦575番地11
債務者　香西　莉花
1　決定年月日時　平成27年11月２日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第１４８８号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木1520番地　エルミタージュ103号
債務者　山口　紀子（旧姓島ノ江）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８７号
福岡県飯塚市菰田西３丁目４番37号　ＴＭコモダ202
債務者　甲斐　央朗
1　決定年月日時　平成27年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第２４号
長崎県対馬市上対馬町比田勝935番地５
債務者　吉田信一郎
1　決定年月日時　平成27年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２７年（フ）第３５９号
大分市花高松１丁目６番21―201号（シリウス花高松）
債務者　飯野　正喜
1　決定年月日時　平成27年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係